

名望家と政治——大阪府豊嶋郡豊中村奥野熊一郎の場合

原 田 敬 一

はじめに

ここでとりあげる奥野熊一郎は、幕末大阪府下の農村に庄屋の息子として生まれ、一五才で明治維新をむかえ、家督を相続し、明治・大正を村の名望家、リーダーとして活動しきって、一五年戦争直前に亡くなるという充実した人生をたどる。このような村に生きた人々は、民俗学研究で同時代的に調査され、社会経済史でも丹念な構造分析がなされてきたが、ここでは遺された書類を中心に、政治生活を中心に跡づけてみたい。村の牽引者ともいふべき役割を果たした「名望家」層の検討は、近年では高久嶺之介氏の研究があり、地域^①の利害に関わり、人望を持つ「名望家」としての「政治行動」をも視野に入れて、究明されねばならない。

また、本稿で大きな役割を果たすもう一つの人物は、同じ豊能郡の名望家森秀次である。森秀次については、すでに小林茂氏が、細河村、森家を含めて詳細な検討を加えられているのだが、奥野家から発見された書簡群によつて、森秀次の政治活動のうち空白になっている部分を埋め、その実態を明らかにしたい。

第一章 生い立ち

(一) 誕生

「明治三十年六月廿九日」の日付を持つ奥野熊一郎自筆の履歴書から、その生い立ちをたどる。ただし初めの一枚か二枚がこれには欠けている。そこには、生年等があつたはずである。熊一郎の生年は、別の史料からわかる。一八五二（嘉永五）年一月一七日に、摂津国桜塚村奥野庄兵衛の次男に生まれている。

父庄兵衛は、「摂津国豊嶋郡第二大区桜塚村戸籍」によると、「明治五壬申五十七歳」とあるから、一八一五（文化一二）年生まれとなる。熊一郎の生まれる少し前、一八四八（嘉永元）年二月に「父庄兵衛亡跡相続」（同戸籍）した。妻多いも同戸籍に、「明治五壬申五十五歳」とあり、一八一七（文化一四）年生まれ、一八六七（慶応三）年五月に庄兵衛に嫁いだ。「東成郡国分村農松下治郎左右衛門」の娘であつた。

奥野庄兵衛家は、村で南奥野と呼ばれていた。もう一軒、庄兵衛の兄にあたる奥野庄九郎家があり、それが北奥野と呼ばれた。両家はともに、氏神は原田村の原田神社、旦那寺は摂津国川辺郡伊丹の浄土宗・光明寺である。

熊一郎は、一八七一（明治四）年四月一九歳で結婚した。妻ちよは、「西成郡本庄村農足立弥一兵衛」の娘で、足立家も庄屋を務める家だつた。結婚の翌年、一八七二（明治五）年九月に、熊一郎夫婦は分家している。事情は不明である。亡くなつたのは、一九二八（昭和三）年五月九日。享年七六歳であつた。

(二) 学業

熊一郎は、八歳から村の寺子屋で学んだようである。履歴書の学事の項に「万延元年一月ヨリ本村岡田伯民二就キ修学ス」とある。「万延元年」は、一八六〇年である。次いで、「慶応二年五月ヨリ大阪伏見町二町ママ目河野亮

平二就キ漢学修業ス」とあつて、「慶応二年」は一八六六年なので、一四歳から大坂市中まで出かけ、より上級の「漢学修業」にいそしんだ。こうした学び方は、村の上層では一般的で、より高度な「学問」を学ぶというより、村の外の世界を知り、村以外の人々と知り合うという側面が強かつたのではないか。武蔵国の豪農の子に生まれた渋沢栄一も、六才から父に『大学』や『論語』などの句読を習い、七、八才になって隣村の尾高塾に通い、『文選』や『日本外史』などを読むようになっていた。³ 布川清司氏は「寺子屋だけの教育にあき足りず、さらに上級の教育機関である私塾に進む民衆の子弟も少なくなかつた」と述べておられるが、それらの子弟は、通学の距離や時間から考えても、熊一郎や渋沢栄一のような豪農クラスの子弟だつたと思われる。

(3) 家督相続

近世大坂四郷は、徳川家の直轄領であり、周辺も、直轄領を中心にさまざまな支配形態が入り組んだ地域であつた。ここで取り上げる奥野家が存在するのは、現在の豊中市域であるが、それは徳川家直轄領、三家の大名領（青木家―陣屋は摂津国麻田村、安部家―陣屋は三河国半原、保科家―陣屋は上総国飯野。会津の保科家の分家。以上三家）、旗本領（船越柳之助氏、蒔田氏、畠山氏、鈴木氏、船越主水氏の五家）、一橋領等に分かれており、徳川家直轄領でも大坂町奉行支配と代官支配に分かれていた。さらに、これも大坂周辺ではよく見られるが、一村がいくつかの領主に分かれている「相給」という支配になっている村もあつた。奥野家の隣村である原田村は、二人の旗本領主と譜代大名領・幕領に分かれた状態にあつた。⁵ 奥野家のある桜塚村は、一六四九（慶安二）年以降譜代大名安部氏の所領であり、安部家は、現市地域に一一か村の支配地を持っていた。奥野家文書には、慶長五（一六〇〇）年三月の検地帳下書「原田郷之内桜塚村大吉分」も残っており、その来歴は古い。一七三四（享保一九）年には桜塚村庄屋になり、幕末まで代々庄屋を務めている。⁶

熊一郎の父奥野庄兵衛も、桜塚村の庄屋役を命じられていたが、一八六八（慶応四）年七月、安部家は、利倉村の豊田宇右衛門とともに、庄兵衛の庄屋役を免じ、藩の金融方心得として、藩財政の在方融通を、命じた。^⑦ 安部家の財政難は、廃藩置県後まで続き、一八六九（明治二）年五月に、大坂屋弥太郎から金札二〇〇両を受け取った請人の中に、庄兵衛の名がある。

いつ家督を継いだか、「履歴書」に欠けているところがあるのでわからないが、安部家の借財をめぐる争論の中に、奥野熊一郎が登場する。一八七四（明治七）年四月、豊嶋・能勢両郡懸り惣代が、渡辺昇大阪府権知事に訴えを起こしたが、そこに桜塚村奥野熊一郎の名がある。^⑧ 一八七四年は、熊一郎二才であり、庄兵衛から熊一郎の時代に代わっていたことを示している。「履歴書」にも、「賞誉」の項に、

明治六年十月区中小学建校勲励ニ付褒美トシテ大阪府ヨリ金壹円下賜セラルとあって、一八七三年には家の財産を処分できる戸主になっている可能性は高い。

第二章 村の中で

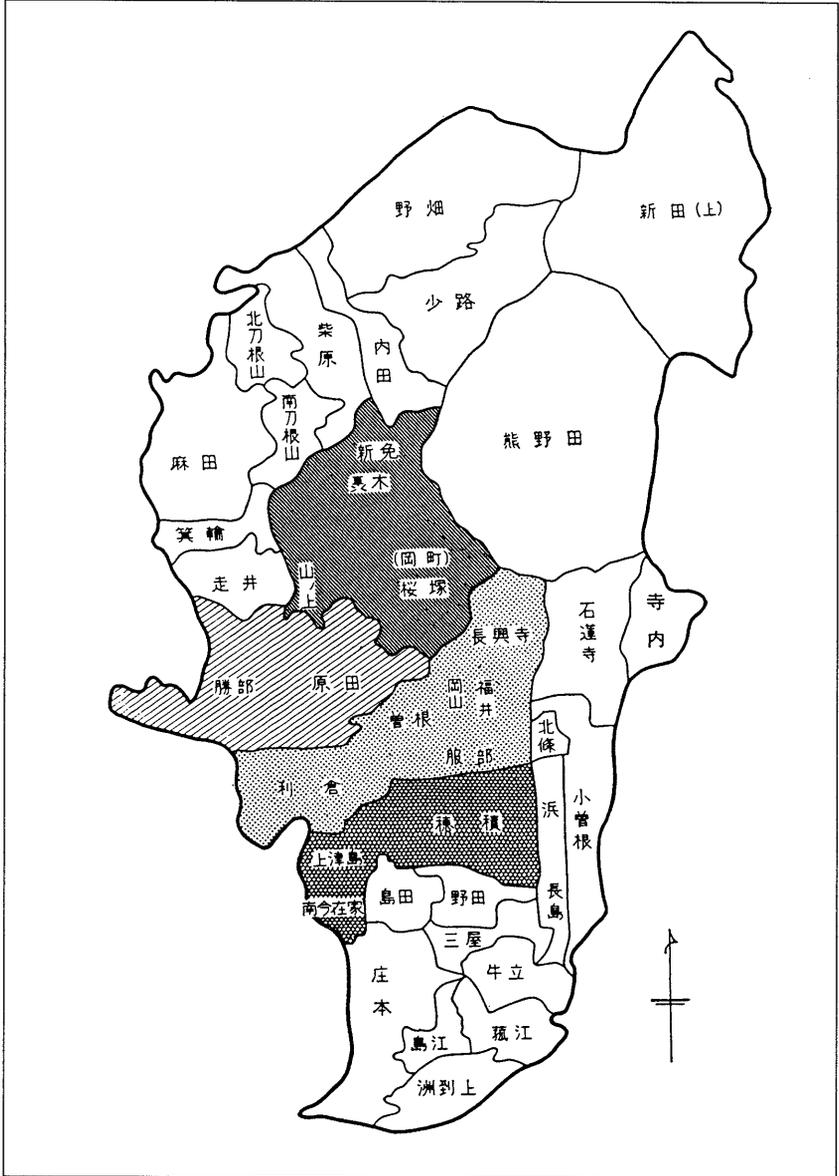
（一） 桜塚村

桜塚村は、大坂と池田、能勢を結ぶ能勢街道に近いが、純然たる農村として成立し、維持されてきた（図1）。回りが低く高台にあたる村であるため、農業用水には、溜め池を利用しなければならないが、そのための共同作業は古くから必要だった。農業用水用の溜め池は、次の七カ所があつたが、不足がちだったといふ。^⑨

大曾池 東西南北平均六一間四方 三七二一坪

山之神池 同 四六間四方 二一六坪

北大門池 東西平均九八間・南北平均七四間 七二五二坪



第1図 明治10年当時の市域 (出典)『豊中市史』第3巻、43頁

表1 桜塚村の職業分類表 (明治5年壬申戸籍)

職業	家持	借家	借地	計
農業	76	30	10	116
兼商業	3	2		5
商業	3	1	1	5
雑業	1	6		7
工業	1	2		3
大工	1	1		2
不工	1	2		3
兼博勞		1		1
兼博勞		1		1
医		1		1
屋			1	1
計	86	46	12	144

(出典)『豊中市史』第3巻、74頁。

山城池 東西南北平均三四間
 上之池 東西南北平均三〇間
 郷之池 東西南北平均三〇間
 唐川池 東西南北平均一五間
 近代初頭の一八七二(明治五)年に作られた「壬申戸籍」に於ては、農業者の兼業を含めて商業が一〇軒、雑業七軒、大工など一軒という構成であった(表1)。全戸數軒を数える。農業との兼業を含めて商業が一〇軒、雑業七軒、大工など一軒という構成であった(表1)。全戸數のうち四〇%の五八軒は、借家・借地であり、「かなり激しい階層分化を示していた」。

一一五六坪
 九〇〇坪
 九〇〇坪(原田村と共同利用)
 二二五坪(同右)

八年後の「桜塚村誌」(一八八〇年七月)には、戸數三四八戸(本籍平民三三七戸、寄留平民二戸、社八戸、寺一戸)、人口一三〇三人(男六五〇人、女六五三人)、農家一五〇戸、商家一二〇戸、車夫業三〇戸、日雇稼二〇戸、女紡織一六戸、という数字があがっている。こういう状態を、「村誌」は、

未夕旧套ヲ脱セスト雖モ、商農斑々ナルヲ以テ、伶俐者多ク、漸次開化ニ進ムノ兆アリ、且家産ノ如キ、富ル者一分、貧者九分ニ居ル

と記している。岡町を含めたことによる戸數と人口の急激な増加と共に、商家・車夫業・日雇稼・女紡織など、街道に沿った、大都市近郊という条件の中で、大きく変わろうとしている村の姿を見るこ

とができる。そうした条件を生かす「伶俐者多ク」いるため、「漸次開化ニ進ム」つまり大都市大阪の近代的変貌についていくことのできる近郊農村の一つだった。周辺の村の、明治初期の戸数を見ても、桜塚村は岡町村、原田村と並んで大きな村として存在していた(表2)。

(2) 地主経営

南奥野家は、一八九八(明治三一)年九月時点で、所有地価一万二九五六円を所有する、村きつての地主であった。毎年郡長(税法が変わってからは、池田税務署長)宛に提出された、「所得金高届」のうち、一八九三(明治二六)年分(一八九四年提出)を抽出してみると、収入八〇二円七錢二厘、税金等九六一円三錢七厘、となり、赤字になっている(表3)。それ以前の収支表とは、はるかに合わないものだが、小作料の収入が激減しているのが不思議である。「明治十五年度豊島郡連合会費地価戸割簿」によれば、桜塚村の総地価額は、五万四二四四円四七錢(三一三戸)で、奥野家の地価額一万二七六四円九二錢(一八九四年、地租額を四〇倍したもの)は村全体の

表2 戸数推移表(明治初期)

村名	明治6年	明治21年
免村		161
南轟木		31
岡田	*175	117
原塚	156	
桜村	147	103
福井	24	
岡山	83	
曾根	21	
勝部	57	
山ノ上	**29	23
走井	44	

(注) *家持32軒、他は借家人
 **明治2年
 (出典)『豊中市史』第3巻、74頁。

二三・五%を占めていた。別の史料では、桜塚村の農地は、田反別五〇町九反九畝四歩、畑反別一町八反六畝五歩とされ南奥野家の所有地は、村全体の四〇%にあたる。

いづれにしろ、奥野家の主な収入は、農業収入であった。農地は、添付された「所得金高内訳明細書」によれば、

自作	1町6反6畝27歩	豊中村大字桜塚
小作	18町7反6畝19歩	豊中村大字桜塚
小作	9反7畝16歩	南豊嶋村大字原田

表3 奥野熊一郎の所得と税金等（明治二六年分）

所 得		税 金 等	
金 額	項 目	金 額	項 目
12円	所得税調査委員手当 貸金利子所得 村長報酬 注① 同大字家屋四軒ノ所得	319円12銭3厘	地租 地方税 村税其他諸費、修繕費
22円40銭		67円1銭5厘	
76円		580円98銭7厘	
679円27銭2厘			
12円40銭			
802円7銭2厘	総計	961円32銭7厘	総計

（出典）「所得金高届」明治27年4月。

注①「豊嶋郡豊中村同郡中豊嶋村同郡南豊嶋村計三ヶ村田畑宅地反別式拾五町九反六畝歩ニ対ス所得」

職は、表6の通りである。桜塚村の戸長（一八七八〜一八八三年、府知事の
 の名誉職を担う名望家と認められることを可能にした。近代に歴任した名誉
 という歴史は、近代に入っても、戸長、村長、郡会議員、所得税調査委員など
 桜塚村きつての土地持ちであり、近世以来庄屋役などを勤めあげていると
 (3) 名誉職

周辺の村に徐々に広がった。

小作 2町6反 29歩 中豊嶋村大字勝部
 小作 2反6畝24歩 中豊嶋村大字岡山
 小作 1町 7畝8歩 中豊嶋村大字曾根
 小作 2反7畝6歩 中豊嶋村大字長興寺

と、全所有地二五町六反二九歩のうち、六・五%のみが自作地で、残り九三
 ・五%が小作地になるという、「寄生地主化⁽¹⁵⁾している」ことが明確だった。
 小作を多くだし、「寄生地主化」しているのだが、その経営は大都市近郊
 の「近郊型農業経営」に変わりつつあった。表4にあるように、自作規模は
 縮小傾向にある。これは、熊一郎の豊中村での村長職の忙しさもあるだろう
 が、貸家経営を広げているのも一つの理由である。当初、中豊嶋村大字勝部
 になかった貸家が、自作地の一部を切り取った形で、桜塚にも設けられ
 るようになった。農地の所有も、大字桜塚からそれほど離れてはいないが、

表4 奥野家の土地所有変化

	明治27年度	明治29年度	明治30年度
豊中村大字桜塚	1町2反7畝16歩 田・自作	5反3畝20歩 田・自作	5反3畝20歩 田・自作
同	1町1反2畝20歩 畑・自作	(不明) 畑・自作	8反3畝 畑・自作
同	13町9反2畝10歩 田・小作	4反7畝21歩 宅地貸	14町8反8畝16歩 田・小作
同	3町9反1畝 畑・小作		4町 1畝24歩 畑・小作
同	3畝6歩 宅地		3反5畝24歩 宅地貸
同	2反2畝24歩 山林等		
大字南轟木	3畝7歩 畑・小作	3畝7歩 畑・小作	3畝7歩 畑・小作
大字新免	5畝24歩 畑・小作	5畝24歩 畑・小作	5畝24歩 畑・小作
南豊嶋村大字原田	7反4畝22歩 田・小作	7反4畝22歩 田・小作	7反4畝22歩 田・小作
		2反2畝24歩 畑・小作	2反2畝24歩 畑・小作
中豊嶋村大字岡山	2反6畝24歩 田・小作	2反6畝24歩 田・小作	2反6畝24歩 田・小作
大字曾根	3反3畝14歩 田・小作	3反3畝14歩 田・小作	3反3畝14歩 田・小作
同	7反2畝24歩 畑・小作	7反3畝24歩 畑・小作	7反3畝24歩 畑・小作
大字長興寺	1反 3歩 田・小作	1反 3歩 田・小作	1反 3歩 田・小作
		1反1畝3歩 畑・小作	
大字勝部	2町4反9畝17歩 田・小作	2町6反 6歩 田・小作	2町6反 7歩 田・小作
同	1反1畝13歩 畑・小作	1反1畝13歩 畑・小作	1反1畝13歩 畑・小作
同	1反3畝24歩 宅地		1反3畝5歩 宅地貸

任命) から、一八八四(明治一七)年には近辺数か村の聯合戸長になり、町村制の施行と同時に、近辺数か村が合併して成立した豊中村の初代村長になっている。豊中村は、町村制施行時の人口二二六七人で、村会議員一二名^①。町村制の規定どおり、一二名の互選により、奥野熊一郎は村長に選出された。当時の現豊中市域の村々は表5のようであった。

表6では、熊一郎の豊中村村長は再選までだが、結局一八九九(明治三二)年九月まで、

表5 町村制施行時における市域村々の人口と村会議員定数

村名	1889年人口	村会議員定数
新田村	1,188人	8人
桜井谷村	1,647	12
麻田村	1,046	8
南豊島村	2,436	12
豊中村	2,267	12
熊野田村	1,188	8
中豊島村	1,318	8
小曾根村	1,805	12
庄内村	2,146	12

(出典)「豊中市史」第3巻、182頁。

表6 歴任した名誉職(明治16年から28年まで)

年月日	役職	理由
16. 6	戸長解任	町村区画改正
16. 9. 22	豊島郡桜塚村戸長准十七等官拝命	
	同時に、豊島郡第二学区学務委員拝命	
17. 7. 1	豊島郡長興寺村福井村服部村岡山村曾根村戸長拝命	
	同時に、豊島郡第二学区学務委員拝命	
17. 7. 16	依願免職	
17. 7. 25	岡町村外四か村村会議員	
18. 1. 20	第二学区各村会議員	
19. 2. 1	第二学区聯合村会議員	
19. 4. 16	豊島能勢郡衛生委員	
20. 11. 22	豊島郡岡町村山ノ上村新免村桜塚村南轟木村戸長拝命	
22. 5. 23	村長当選	
24. 7. 15	所得税調査委員	
26. 6. 6	村長に再選	
28. 6. 6	所得税調査委員	

(出典)「奥野熊一郎履歴書」

三期一〇年間続けた。その後一九〇七（明治四〇年）、郡会議員に就任している。熊一郎村長を、当初収入役として補佐したのは渡辺安太郎で、熊一郎の村長在任期とまったく同時期に収入役を務め、熊一郎村長再選後は助役を兼務した。熊一郎村長の後継者ともなる。渡辺は、一八九九年九月から一九一五（大正四）年九月まで四期村長を務めた。

熊一郎は、府会議員になったことはなかったが、一八八一（明治一四）年二月の第二回府会选择（半数改選）では、第六位の一一一票を獲得している（豊島郡の当選者は二人―藤井整伯・芝村、坂本林右衛門・西坊島村）。この時期の選挙は立候補制ではないため、熊次郎自身の意思は不明である。その後一八九五（明治二八）年府会选择までの、補欠選挙二回、改選選挙四回（一回は三人に増員したための選挙）に、熊一郎の得票はない。村長から府会議員への道は、「月曜会名簿」（後掲）を見ると、一般的に見られるものであった。全てがそうでなければならぬのではないが、熊一郎のこの恬淡さは、何を意味しているのだろうか。

第三章 奥野熊一郎と森秀次

（一）月曜会

奥野熊一郎と政治の関係は、大阪月曜会という地域名望家団体から始まるのではないだろうか。「月曜会」なし「大阪月曜会」については、別稿を参照してほしい。¹⁸簡単に位置づけると、この団体は、立憲政党―自由党系で、二派に分かれた内の大同倶楽部（河野広中ら）に属した。一八八九（明治二二）年四月に結成されるが、初期の会員名簿には奥野は見あたらず、翌一八九〇年五月調査の名簿に、¹⁹

（豊島郡）豊中村大字桜塚 農、村長 奥野熊一郎

表7 中野廣太郎、垂水熊次郎、森秀次の府会議員歴

		府会選挙	
姓名	住所	選挙区(定員)	1887.12(総改選) 1889.2(半数改選)
中野廣太郎	新田村	島下郡(2名)	当選→→→→→
垂水熊次郎	豊津村	豊能郡(1名)	当選→→→→→
森 秀次	細河村	豊能郡(2名)	

(注) 森は、1903(明治36)年3月衆議院議員に当選した。

わった可能性を考える必要がある。一八九〇年代から一九〇〇年代の中野、垂水、森、三人の政治活動の報告、書簡等が奥野家文書に発見されるからである(後述)。三人は、異なる選挙区だが、それぞれ府会議員を務めており(表7)、その活動に奥野が関係していたと思われる。

作成年月を異にする三種類の「月曜会名簿」ABCをたどって、衆議院議員の第五選挙区(島上・島下・豊島・能勢の四郡)の入会を示すと次のようになる。

(結成直後の名簿A—一八八九年六月調査。順序は名簿の掲載順)

島下郡 吹田村 農、府会議員 西尾與右衛門

新田村 農、府会議員 中野廣太郎

豊島郡 豊津村 医士、府会議員 垂水熊次郎

細川村 連合村会議員 森秀次

榎坂村 農 鈴木右吉

能勢郡 西郷村大字大里 農、府会議員 寺倉隼之助²⁰⁾

(少し後の名簿B—一八八九年七月以降)

島上郡 (なし)

島下郡 二名(名簿Aと同じ)

豊島郡 一六名(氏名省略)

能勢郡 一名(名簿Aと同じ)

(一年後の調査による名簿C—一八九〇年五月調査)

島上郡 七名 (氏名省略)

島下郡 三名 (清溪村 農 西野啓造、が加入)

豊島郡 六六名 (氏名省略)

能勢郡 三六名 (同)

一八八九 (明治二二) 年四月結成された「月曜会」は、作成された三種の名簿によると、発展拡大の道を辿っていた。第五選挙区においても同様であり、名簿 A の五人が、名簿 B で一九人、名簿 C になると一二人にのぼっている。一八九〇年は第一回衆議院議員総選挙が七月に行われる年であり、それに向けて会員の拡大が図られた結果であろう。このときには、「月曜会」は「大阪月曜会」と地域性に配慮した会名に改めている。前述したように、奥野熊一郎は、名簿 A、B には名前がなく、名簿 C の段階で加入した者と思われる。一八八九年から一八九〇年にかけての会員拡大は、村長、助役などを中心に、村の名望家を目標に行われたと考えられる。その結果、名簿 A の段階で、「月曜会」には府会議員七一人のうち六〇%にあたる四一人が加わっていたが、名簿 C の「大阪月曜会」には、村長一人 (うち一人は名簿 B から)、助役六人、村会議員一〇人 (うち一人は名簿 B から) が新たに参加している (名簿 A の村長は一人)。

月曜会という名望家団体が、衆議院議員の第五選挙区、特に豊島郡で急速に拡大されている様子が、確認された。しかし、彼らがどのようにつながりを持ったのかは、不明であるから、名簿 A の初期入会者である中野廣太郎、垂水熊次郎、森秀次らが、名簿 C の新メンバーに参加を呼びかけたのだろう、というのは推測にとどまる。

(2) 借金保証、頼母子講

森秀次と熊一郎は、月曜会結成以前からの知友であったことが、一八八九 (明治二二) 年正月の森から熊一郎宛

表8 奥野熊一郎宛森秀次書簡（奥野久栄家文書）

消印（又は日付）	形態	内容
① 22. 1. 1	葉書	年賀状。
② 23. 7. 20	書簡	病氣見舞い、伊関氏よりの30円出金之事夫〃承諾。
③ 23. 8. 27	書簡	御親戚の古座谷君方ニテ金子借用の事、伊関兄より承り礼。
④ 23. 9. 11	書簡	会社の金策への御心配への礼、森と菊池関係の100円借金の件。
⑤ 24. 5. 5	葉書	発起株金の件につき、矢野氏と相談した旨。
⑥ 24. 6. 11	葉書	所用で姫路に出張、明日帰阪予定、帰阪次第伺う。
⑦ 24. 9. 9	書簡	地価修正委員辞退の件。郡の体面を保持し私の名誉も回復。
⑧ 24.10. 5	葉書	地価修正の件につき両郡有志会開催案内。
⑨ 26. 1. 1	葉書	年賀状。
⑩ 26. 1. 18	書簡	会社の集会の件。
⑪ (26). 1. 28	書簡	会社の件、地価修正運動費用6,70円。
⑫ 26. 2. 1	書簡	会社の件につき御出版を願う。
⑬ 26. 2. 11	書簡	会社の件で出版感謝、負債処分の件。
⑭ 26. 4. 7	書簡	人の斡旋を依頼。五円在中。
⑮ 26. 6. 28	書簡	二名とも本郡から選出に決定。
⑯ 26. 10. 4	書簡	在阪中につき東区大水町磯部方宿舍へ来訪を請う。
⑰ 27. 3. 7	書簡	地価問題の件で和歌山奈良へ出張。
⑱ 27. 3. 31	書簡	書入登記の件、委任状渡しにつき。
⑲ 28. 2. 3	書簡	府会選挙状況。
⑳ (28). 2. 10	書簡	候補者辞退の件、残念。選挙展望につき。
㉑ (28). 2. 22	書簡	府会議員当選礼状。
㉒ 28. 8. 3	書簡	二通。千里川堤防破潰、地方税補助の件。督促の件延期願いたし。
㉓ 28. 8. 29	書簡	笹部氏の件。
㉔ 29. 10. 14	葉書	一両日他出致兼候事務有之。
㉕ (不詳) 3. 29	書簡	代人に登記依頼。明治24年か。
㉖ (不詳) 7. 2	書簡	所得税調査委員結果について。
㉗ (不詳) 8. 21	書簡	30円だけ返し、残金は月末まで猶予を願う。

の年賀状で確認される。書簡の残存状態から、森秀次と熊一郎の関係は同年頃が始まりと思われる。熊一郎宛森秀次書簡の残存は、表8に示すごとくである。書簡はかなり多いので、ここにはまず初期議会期（明治二〇年代）のみを示した。葉書、書簡合わせて二七通残存している。引用を行う際には、表8の書簡番号を記す。

一八九〇（明治二三）年の熊一郎は、森秀次の金策の相談に乗っていた。

③陳者今般不図御親戚古座谷君方ニテ金子借用候事ニ相成候趣只今伊関兄ト伝承致し候者事実小生之借用スルニ相違無之御手数ヲ頼ミ恐縮之至ニ候ヘ共万事よろしく御依頼申上候 早々頓首

八月廿七日

奥野熊一郎様侍史

森秀次

この借金は、森の次の書簡によれば「会社ノ金作ママ」とされている。「会社」が何か、現在ではわからない。

④過日者会社ノ金作ニ付一方ナラサル御心配相掛ケ々々拝謝致候 追々日限モ相近キ候ニ付吾々共心配仕居本日モ小畑氏へ出頭種々相談シ居候間左様御承知被下度候 □□過般御親族ニテ金借ノ際モ大ニ御手数ヲ致し是又拝謝致候 然ニ今度又候小生及大阪菊池氏ノ兩人關係之金員百円臨時必用之件差起リ試ニ伊関君ヲ以テ御親族古座谷君へ相伺候処貴君之御認可有之候ハ、如何共可致トノ御口吻之趣毎々御心配相掛ケ恐縮之至ニ候ヘ共御抗弁被成下候ハ、難有奉存候 何卒御聞届之程願上候 右御依頼迄 早々頓首

九月十一日

奥野熊一郎様

森秀次

森に金を貸す「古座谷君」は、文面にもあるように「御親戚」で、熊一郎の妻ちよの弟古座谷武兵衛と思われる。古座谷武兵衛は、一八六〇（万延元）年六月生まれ、一九〇二（明治三五）年現在の調査で、大阪市西区靱下二丁目四番地に住み、その財産は、公債・株券類二四八六円、不動産抵当貸付金二八二〇円、市街宅地家屋二万二一〇二円を所有し、所得税二四円を納めている。²¹一八九三（明治二六）年六月には大阪市南区に設立された「日清貿易株式会社」（資本金二〇万円）の取締役にも就任している。²²いづれにしても、森が借金を申し込んでいる一八九〇年時点でも、同様の豊かな資産状態にあったと思われる。古座谷武兵衛は、次のような手紙を出している。年が不明だが、一八九〇（明治二三）年で、森が熊一郎に手紙を送った同じ日と推定される。

拜啓 然ハ本日伊関氏貴公ノ御書面ヲ持参ニテ相見ヘ御地森秀次ナル人金百五十円入用ニ付貸与し呉トノ御書面 然ルニ当時金極不廻リニ有之候得共貴書并ニ伊関氏懇々御越ニ相成候故銀行ニテ過振致兎モ角貸与致スル

心底也 然ル処森氏ハ如何人ニ有之候哉未タ不知 只貴公ノ御保証被成下候人ナレバ当方モ安心致候事也 依テ後日異論有之候ハ、貴公ニ於テ充分御引受アラン「ナラン

「伊関氏」が、熊一郎の依頼書簡を持って、古座谷に面会したので、資金状況は良くなかったが、「兎二角貸与」する気持ちになった、と伝えている。「伊関氏」は、熊一郎と同じ大字桜塚に住む伊関嘉兵衛のことだろう。なぜ伊関が、熊一郎の使者を務めているのか、よくわからないが、前記の「大阪月曜会名簿」によれば、職業は「社員」とあつて、地主―小作人という関係ではないようである。ただ古座谷も、熊一郎に保証を確認したい、というのがこの八月二七日付書簡の意味だった。熊一郎は、充分の保証を与え、森への融通を可能にしたと思われる。二週間後の古座谷から熊一郎へ宛てた書簡で

然ハ本日伊関氏御越しニ相成金子百円也入用ニ付菊池侃^{マツ}三伊関森氏ノ三名連滞^{マツ}ニテ一ヶ月間御貸呉候様申相成候処何分小生儀ハ伊関始メ森氏ノ資格上不知ニ有之候ニ付貴君ニ於テ御氣ズカイ無之ト御勘定ナレバ何時ニテモ取斗可申候 過日□□郎君帰宅ノ節伊関氏地所売却アル由 貴君ニ於テハ古武ヨリ貸借金ノ都合ニ依リ云々トノ事御懇情奉察候 此上ながら充分ノ御配慮アラン「ヲ 何分貴公ノ御考ヘニ托セ候間何分ノ御用意ヲ待上候 尚々島本氏死去後母始メ下婢迄無事ニ有之候間御安心ナラン 何レ本葬ノ時ハ御案内申上候也 九

月十一日 (宛名、半分欠) 古座武

とあるように、古座谷は「伊関始メ森氏ノ資格上不知ニ有之候」だが、熊一郎が仲介役を買っていることで、「貴君ニ於テ御氣ズカイ無之ト御勘定ナレバ何時ニテモ取斗可申」と古座谷は引き受けることが出来た。こうした苦労はしたが、森の借金は、無事に返却されている。

猶又森秀次殿ノ貸金百七十円ハ本日ヲ以テ元利トモ受取済ニ相来リ候間此段合セテ申上候

これも年月日とも不明だが、奥野家文書の「明治二三、二四年一括文書」中に含まれていたから、両年度のいずれ

かであろうか。「貸金百七十円」は、最初に借りた「百五十円」に追加の二〇円があつたことを示している。その分も含め、「元利トモ」支払つたものである。

熊一郎は、森の「会社」関係の借金保証とともに、森の政治活動資金にも関与していた。前述した九月一日の森秀次書簡④に、古座谷からの借金の礼を言うと共に、「然ニ今度又候小生及大阪菊池氏ノ兩人関係之金員百円臨時必用之件差起リ試ミニ伊関君ヲ以テ御親族古座谷君へ相伺候処貴君之御認可有之候ハ、如何共可致トノ御口吻之趣毎々御心配相掛ケ恐縮之至ニ候へ共御抗弁被成下候ハ、難有奉存候 何卒御聞届之程願上候」と、「小生及大阪菊池氏ノ兩人関係」の金一〇〇円の借入保証を申し込んでいる。「大阪菊池氏」とは、菊池侃二のことである。前述の、九月一日付の古座谷からの書簡に、「菊池侃^{マヤ}三伊関森氏ノ三名連滞証ニテ一式ケ月間御貸呉候様申相成候」とあり、菊池侃二、伊関、森、三人の連帯保証による借金が申し込まれている。であれば、自由党系の政治活動に関わる金である。おそらく熊一郎は、古座谷へ保証を申し出て、同じように菊池たちは借り入れることが出来ただろう。

消印はないのだが、明治二六年と推定される森の書簡を見てみよう。

⑩拜啓 会社之件ニ付御配慮被下候段奉感謝候 小生三十日迄ハ在宅罷在候 三十日ハ差支有之其後も当方三日頃迄ハ他出可仕と存居候 可成明日明後兩日之内ニ御集會御催し被下候ハ、必ず出頭仕候 其後ニ相成候ハ、来月四五日頃迄ハ多分出席仕兼候様存居候 毎々勝手仕候へ共何卒小生ニ不拘万事宜敷願上候 地価修正之費用と兼て申上候通り事務所之方へ六拾円斗之出金有之候 集り次第申受度存候 不寄ニ候ハ、御手数之段御免申上候へ共六七拾円迄至急候御取立被成下候様願上候 早々頓首

奥野熊一郎様膝下

一月廿八日

森秀次

ここでは、「地価修正の費用」として必要な「六拾円斗之出金」のため、熊一郎に集金を依頼している。森のさま

さまざまな運動には相当の資金が必要であつた。

まもなく、熊一郎は、「むらかみ」から頼母子参加を求められる。

過日ハ失敬而已謝罪ニ候 陳ハ予テ御依頼申上置候田中桂次殿頼母子一件粗相整候ニ付誠ニ申兼候得共貴君様拾円掛巻株御加入奉願上候御承知被下候ハ、小子ハ勿論田中ニ於テ永ク御厚意ヲ忘却不仕候間何卒特別ヲ以テ御承知之程偏ニ奉願上候 (一月三日付)

この書簡の年は欠けているが、一八九一(明治二四)年と推定される。「むらかみ」は不明だが、豊中村助役に「村上忠造」(住所：豊中村大字新免)がおり、姓名を明記せず、ひらがなで姓のみを書いたところからは、ごく近い人物が想定されるので、村上忠造の可能性は高い。仲介を求めた「田中桂次」は、豊中村大字岡町の医師である。これに参加を予定されているのは、

連名 森秀次殿 中川宗太郎殿 渋谷永ノ助殿 深田與兵衛殿 笹部嘉左衛門殿 □□庄三郎殿 村田伊三郎殿 他二名兩名未定

と同書簡にあり、熊野田村の深田、笹部、櫻井谷村の中川、細河村の森など熊一郎の住居よりやや遠い人物だが、この四人に田中、熊一郎の六人は、いずれも「大阪月曜会」のメンバーであつた。「むらかみ」が村上忠造だつたとすれば、彼も同じメンバーである。

ただこの頼母子講がいつ始まつたのかはわからない。「三月廿九日」付の熊一郎宛書簡は、次のような内容だつた。「本月選挙終ル」を一八九一(明治二四)年三月一九日に投票された大阪府会選挙と考え、一応同年と推定しておく。ただ、その推定が正しければ、熊一郎は一八九一年三月には森の府会選挙に関わつていたことになる。

⑤ 拝啓 頼母子之件追々延引致何共申訳無之候 本月選挙終ルト奈良和歌山地方ニ出張 帰阪するや修正大会ヲ開ク其中弊村ニ混雜ノ事ヲ生じ万障ヲ排し一昨日帰郡せし有様ニテ寸時の暇も無之為メニ等閑ニ相成万々奉

謝候 就テハ明日より又々出阪仕候ニ付到底自分ニ於テ從事之暇無之ニ付不得止代人ヲ以テ登記可仕卜存候
 就テハ本日中ニ夫等之手数仕置(明後日)ニ日頃貴君之御出張ヲ煩し度小生ノ代人ハ溝口清寛氏 万事ハ袋布
 (注、ほてい、とルビ)ニ申付置候 就夫証書之金額年賦月日等承知不仕甚タ御手数相掛ケ候へ共証書之下書
 被封下候様願上候 書入之地所ハ 田九畝三分 〳九畝五分 〳八畝十四分 右ニ候へ共不足ニ候ハ、被仰聞
 度候

一 (鶴) 竹中鶴二郎之跡ヲ大阪北浜彦丁目真田某相続ル事ニ相成候間真田氏へ名ハ聞取ヲ忘候〳宛之受 取
 簿又森萬二郎之受取簿御受付被下度候

一 選挙之始末ハ如何ニ相成居候也 其俣捨置甚タ不相濟候 此段乍憚伊関村上諸君御手もと如何相成居候也
 御聞置被下度候 何レ其内ニハ御盡力被下候諸君之万分一も報スルカ為メ否謝意ヲ表スルカ為メ一献(二字抹
 消)ヲ呈し候考ニ御座候 藤井房君之方も御聞取被成下度候 何分御承知ニも可有之候へ共凡八拾円余不足仕
 甚タ困り居候 尚又全件ニ付熊庄之方ニも少く佛有之候間御次手ニ書出し御取被下度候 御出張被成下候日限
 も被仰聞度候 右万々御願迄 余ハ拜眉ニ讓ル 頓首 廿九日 奥野尊台侍史 森秀次
 土地の登記換え、代言人の変更、選挙の後始末などを熊一郎に伝えるとともに、頼母子講の「追々延引致何共申訳
 無之候」と謝っている。

彼らの頼母子講プランには、政治資金調達を含みがあつたのかも知れない。注(2)にあげた小林茂論文によると、
 一八九三(明治二六)年にも、

池田庄兵衛・菊池侃二・奥野熊一郎・横田虎彦・笹部嘉左衛門・口村治兵衛・楠村俊雄・良本太郎兵衛・田中
 利平・保田清平・森秀次

のメンバーで、一回掛け金三五円の頼母子講が結成されている。ここでも、菊池(大阪市東区・代言人)・横田

(大阪市北区、代言人)・笹部・田中利平(熊野田村)・奥野・森の六人が「大阪月曜会」のメンバーで、楠村は同年五月まで豊島・能勢郡長だった。小林氏は、「頼母子講」というものの親睦会のようにであり、一種の政治的色彩の強い集会であった」と考えている。これも政治資金調達のねらいを考えても良いだろう。とすると、二つの頼母子講にともに加わっている奥野と森は、それぞれ政治的な思惑を持つていた可能性がある。特に、最初の頼母子講は、「むらかみ」が田中桂次の提案を仲介して成立しているから、奥野は受動的であり、森の積極性を認める必要がある。ただ、中野廣太郎からの次の書簡からは、熊一郎の働きかけが認められる。

省啓 過日者折角御光来何之風情も御座なく失敬之段御断申上候 就テハ其際御嘶しの頼母子講云々ノ義ハ當時も申上候如ク当春ハ非常の費用ヲ要シ為ニ余裕之無之候ニ付誠ニ困難ニ御座候得者暫時熟考之御猶子を願度候所昨日も拙者留守宅へ何レ御面君態々再度之御出来ヲ相煩し何共恐縮之至リニ奉存候 然ルニ不日之内結構式之趣キニ御座候よし 依テ拙者之義ハ前陳之次第ニ付此度の義ハ折角之御懇切ニ御座候得共御加入御願申兼候事情ニ付御断申上候間右悪しからず御帆ママ案之上御了承相成度先ハ右書面ヲ以テ御断まで 如斯ニ御座候

十月九日 早々頓首 奥野御尊台 伊関御中 廣太郎

二伸 前文御断申上候てハ甚ダ御両君へ対し相済之不申候得共実ニ今日之場合難忍事情も御座候ニ付拝眉ヲ得テ万々申上候

文面によると、熊一郎と伊関が、中野を訪れ、「頼母子講」参加を求めたが、中野は「余裕之無之段」を理由に断っている。年が不明なので、二つの頼母子講のうちいずれであるか、決定できないが、一〇月という日付から第二のものではないかと推測される。いずれにしろ、奥野と伊関は、先に述べた頼母子講の参加者を広げようとしており、中野は衆議院議員であり、そこにも「政治性」を見つけることが出来る。

(3) 地価修正運動

この時期、大阪府一帯に地価修正運動が盛んに行われていた。地租改正条例第六章で政府が示した、新税の増加とともに、「地租ハ終二百分ノ一二相成候迄漸次縮小致スベキ事」という公約は、その後の増税政策により反古にされたため、減税を求める農民の運動は、地価を再測定させ、減価させることで実質的に減税させようという地価修正運動にむかつた。⁽²²⁾ 地価修正運動は、第一期（一八八七年から一八八九年）地価特別修正、まで、第二期（一八九〇年から一八九四年）日清戦争、まで、第三期（一八九五年から一八九九年）地価修正法公布までの三期に区分される。⁽²³⁾ 豊島・能勢両郡でも、西成郡や島上・島下郡の運動に続く形だが、第一期の一八八八年から運動が始まっているが、⁽²⁴⁾ ここでは第二期の動向に限定して述べたい。

一八九一（明治二四）年初頭から、地価修正派の運動が始まっている。大阪府下の摂津・河内・和泉三国選出の委員五人が、一月二五日府会議事堂に集合し、請願書の確定、上京委員一人から三人の選出などを決定した。この時点で地価修正請願書に署名したのは三国で一万一六三人と報告されている。⁽²⁵⁾ 八月二六日の会合では、政府各大臣への陳情書提出、九月一〇日までに「各町村長并に各町村に一名づつ総代を選出して連署」、運動費（地租一円につき五厘）徴収などとともに、九月一三日の委員会に郡長の臨席を求めること、を決議した。⁽²⁶⁾ 九月一三日の委員会には、「九郡長の中石川外六郡長弘道輔氏を除く外は悉く出席し委員の依頼に応じ同事件のため尽力すべきことを諾し」た。⁽²⁷⁾ 九月一〇日までに豊島郡の代表も選出されたようで、森秀次は代表に選出されたと思われる。その件について、熊一郎に出した書簡がある（九月九日付）。

⑦ 拜啓 陳ハ地価修正委員之件ニ付貴下及有志諸君之御盡力ニ拠リ我郡之体面ヲ全ク致シ候而巳ナラズ 併セテ小生之名譽モ恢復被成下千万奉拝謝候 然ルニ斯クナル上ハ此度ハ断然辞退任将来両郡之円滑ヲ欠クナカラン様致度愚考ニ候へ共過般來御盡力被下候廉モ有之 何分小生一己之存念ニテ禮ニ決スヘキモノニ無之ニ付乍略

義紙上貴意御伺申上候。固ヨリ我郡之利益トナル「ナレハ小生之進退ハ如何ニモ相決シ可申候間無御隔意御申聞被下度。先ハ御協議申上度得貴意候。早々頓首。九月九日。奥野熊一郎様。森秀次。齒痛ニ付代書文中で「小生ノ名譽モ恢復」と述べているのは、一八九一（明治二四）年の府会選挙における差別事件28に関わるものだと考えられる。府會議員には落選したが、地価修正委員に選出されたことで、森は面目を施したのだが、辞退して「将来両郡之円滑ヲ欠ク」ことのないよう努力したいと考えを述べ、熊一郎の意見を聞いています。度重なる差別事件が森をめぐって起きる中で、熊一郎は有力な相談相手であった。熊一郎の返事は、辞退無用だっただろう。後に掲げる史料にあるように、森は、能勢郡東郷村村長の木戸次善とともに、代表を務め、集会を呼びかけているからである。

九月一八日、豊島郡の地価修正委員は、郡段階の地価修正談話会を刀根山村梅林庵で開催し、「一町村七名宛の準備委員其他郡内一般の地主等会するもの四百余名」と大盛況で、「午前十一時頃には入場申込を謝絶」するような有様だった。開会の辞は田中桂次、「談話を為し」たのは垂水熊次郎、菊池侃二、森秀次の三人で、続いて「各町村長及重立ちたる人々」は、「地価修正の件は勿論苟も公共の利害に関する事柄に就ては其希望を達する迄如何なる困難に遭遇するとも全郡一致協同し斃れて後止む之精神を以て運動すべきこと」を決議した。29

運動の中心になっている森や垂水と違つて、熊一郎の参加は、新聞では確認できない。前記の新聞に「各町村長」とあるところに、恐らく熊一郎の姿もあつたと推定する。それも積極的な働きかけをしている。九月一八日の刀根山集会にむけて、熊一郎は、豊島郡内の村長・助役などに参加を呼びかけたと思われる。次に掲げるのは、熊一郎の参加呼びかけに対する、萱野村村長坂本林右衛門の返事の葉書である。

地価修正委員其他ノ件ニ付来ル九月二日午前十時頃石橋茶屋ニ於テ同僚其他有志会云々之御申越了承小生ニ於テモ頗ル御同感ニ候間刀根山已北ノ同僚其他へ報知可致置候条右様御了承全日御出席希望ス。者ハ御回答迄

匆々 拝

文面によると、地価修正委員などの件につき、九月二日に集まるように、熊一郎が呼びかけたと思われる。坂本村長ももちろん同意で、彼以外の「刀根山已北ノ同僚其他」にも働きかけると述べている。刀根山集会では、郡長交代の風説に対して、「郡民の失望と不幸此上なかるべし」ことが話し合われ、府知事に事情説明のため、四人の陳情委員が選出された。その中に坂本村長は入っている（他の三人は、垂水熊次郎、森秀次、深田與平次^⑧）。

刀根山集会の一ヶ月後、一〇月に開かれる地価修正運動の集会開催通知が、熊一郎に届けられているのである。

⑧ 拝啓地価修正ノ件ニ付来ル八日午前十時池田両郡議事堂ニ於テ両郡有志会相開候間繰合御出席被下度候 御村
内委員ニ者貴君と御通知被下候様願上候 十月五日 木戸次善 森秀次

議題は、一〇月二五日東京で開催する地価修正同盟大会に参加する委員を選出することで、森秀次が当選した。森は、同時期に開催される立憲自由党全国大会の代議員でもあった。^⑨

第三節 一八九五年府会議員選挙をめぐる

以上のような運動は、来たるべき府会議員選挙を射程に置いていた。豊島郡では、一八九一（明治二四）年三月の改選選挙（定員二人、北村吉治郎・深田與平次が当選）の後、二年後の一八九三年改選では二人とも留任となつたため選挙は行われず、一八九五（明治二八）年の府会議員半数改選（定員二人）まで待たねばならなかった

一八九五年の府会選挙は、二月二一、二二日に予定されていたから、一月から慌ただしく選挙活動が行われていたはずだが、奥野熊一郎らの選挙活動について、書簡や新聞などで判明するものはほとんどない。投票直前の二月一五日、『大阪朝日新聞』に、

○府会議員半数改選の運動 郡部選出府会議員半数改選の期は已に目睫に迫れり 随うて各郡に於ける候補運

動の熱度は高まれり 将来如何に變動するや測るべからざるも今其概況を記載せんに左の如し

和泉の部(省略) 河内の部(省略)

摂津の部 島上郡退任者織了意氏の反対として高槻村の医師横山新氏打て出て富田村長の阪田吉郎氏別に亦逐鹿場に上り三氏相競争せり 豊島郡の退任者は深田與平次、北村吉次郎の両氏なり 北村氏断念との説伝はれるより細河村の森某蹶起して自ら候補者に現はれ頻りに運動せり 他に南豊島村の垂水熊二郎氏亦打て出て運動しつゝあり 東成郡にては(以下略)

という観測記事が掲載された。これによれば、豊島郡で選挙運動をしているのは、深田與平次(熊野田村)、森秀次(細河村)、垂水熊次郎(豊津村)の三人だが、投票結果からは、もう少し候補者がいたようである。

表9によれば、六人の候補者がいたことになる。選挙状況は、森が熊一郎に報告した書簡が物語っている。

⑬<目下矢張深田ヨリ巽の方多数ト認候 市場部内及原田貴兄方より切込「御研究願ハ敷候 何分深巽多数ニテ相困候」一昨日来之貴君御運動ハ余程効力有之候細河もよし萱のもよし(池田も)然ニ池田ハ御内談之次第も

氏名	得票
当 深田與平次	943
当 森 秀次	843
巽 善太郎	832
垂水熊次郎	185
奥野熊一郎	58
加納金次郎	9

(出典) 大阪府内務部編『大阪府会史』
第一編、84頁(大阪府、1900年7月)。

有之漫然タル御運動暫時御見合の方よろしくト存候 何トナレバ夫カ為メ巽深田等之運動大ニ盛ニナレバナリ 又箕面部内ニテハ新稻ハ貴兄ノ為メ余程よろし 瀬川ハ巽森ニテ縄リ居レバ到底御運動之効ナカルベシ 平尾半町牧落西小路ノ此間只今巽大多數ナルモ兎ニ角ぶらぐ致居レバ充分御運動ニ相成レバ縄リタル票可有之存候 供之中西其他之運動ハ一向効力無之様見受候間御注意迄申上候 右貴兄御覽之上御火中被下候 畑も充分御運動相成候

消印は「明治廿八年二月三日」であるから、選挙も終盤戦という段階だろ

図2

今般本部選出府會議員改選ニ付有志諸君ヨリ候補
者ノ推薦ヲ辱フセシ所茲ニ感スル所アリ之ヲ辭ス
大阪府豊島郡豊中村大字櫻塚
明治廿八年
二月八日
奥野熊一郎

うか。封筒に書かれた差出人は「池田三木」とあり、素直に「森」と書いていない。こうした署名は、残存している森の書簡の中にはないし、「御火中被下」からは選挙中の内輪の状勢判

断、秘策を示しているという自覚が見える。森、奥野は、そこまで親密だった。表書きには、「至急親展」とある。この書簡では、深田とともに異も強力な運動を展開しており、異のほうが前職である深田よりも有力だと思われること、特に現在の箕面市にあたる平尾・半町・牧落・西小路などを異が握り、瀬川は異と森で分け、新稲は奥野が「よろし」いこと、奥野の運動は細河や萱野で有力なこと、などが伝えられている。森が、奥野に、「市場部内及原田」への「切込」を求めているのは、二人が連携して当選する運動を展開していることを示している。前職である深田と、同じ大阪月曜会に所属していた奥野がどのような話し合いをしたのか、不明だが、この書簡からは奥野も当選をめざした運動にしががっていた。

この府会選挙は、日清戦争の最中であるからか、全体に低調で、『大阪朝日新聞』が、長文の観測記事を掲載したのが、前述分を含め三回、予選団体や有志が推薦広告を同紙に掲げたのが三種、候補者と目されていた人物が辞退広告を掲載したのが三人という状態だった。辞退広告の一人が、奥野熊一郎で、図2の広告は二月一三日に掲載されたが、文面には「二月八日」とある。遅くとも二月八日には、熊一郎の選挙断念という決断があったと思われる。年は不明だが、文面に「二月十日」とあり、時間的内容的に熊一郎のこの断念に際してのものと推定される、森からの書簡がある。

⑳ 拝啓 御芳札拝誦 突然候補御辞退ニ相成驚居候 御断念之御事情等ハ略ホ承リ実ニ遺憾ニ存居候 小生ハ何

卒貴君ト相携ヘ兩名当選スル「ヲ得バ実ニ愉快ナリト心口密ニ其斗想ヲなし弥々の場合ニ臨めば大ニ為スヘキ
手術モ有之ニ付近々御内談可申上思考セシニ小生之希望ハ全ク水泡ニ帰シ去リ実ニ失望落胆之心ニ御座候 去
乍退イテ貴君之為メニ顧ミレバ当撰セントスレバ五名之内三名迄ハ是非打倒さねばならず 是中々困難又目下
の形勢ニテハ費用も五六百円已上ヲ要スル「ハ明カ且又形方卑劣之競争ト相成候テハ其間実ニ云フニ忍ヒサル
事馬ケ気切タル事 憤激ニ堪エザル「枚挙ニ遑アラズ 貴君之如キ潔白之士ノ到底堪エサル処ニシテ必スヤ今
日ハ堪エルモ早晚断念ノ心ノ起ル「ナラント存候 果シテ然ラバ今日ニ於テ御断念相成候事大クナル得策ナラ
ン 貴君之御決心感服仕居候 小生ハ御承知之如ク行掛りやりきるの外無之ニ付何卒御繰□一偏ニ願上候
不取敢御挨拶迄 多忙ニ紛レ乱筆御推量可下候

二月十日 奥野尊台

秀次

森秀次の心情がうかがえる書簡である。恐らく八日に断念を決した熊一郎は、直ぐさま森にその意志を伝えた
であろう。森も直ぐに「驚居」旨を伝え、「実ニ遺憾」と残念がつている。ここでも、先の推定を裏付けるように、
「小生ハ何卒貴君ト相携ヘ兩名当選スル「ヲ得バ実ニ愉快ナリト心密ニ其斗想ヲなし」ていたと率直に明かしてい
る。熊一郎が森に伝えた「御断念之事情」が何かはわからないが、熊一郎の当選には深田・垂水・巽の三人を抜か
ねばならず、そのためには「五六百円已上」の運動資金が必要で、そうしたことは「貴君之如キ潔白之士ノ到底堪
エサル処」と慰めている。

奥野の断念の後も、森の運動は続いたはずだし、奥野の協力もあつたと思われる。森は、当選すると直ぐに感謝
の書簡を送った。これも年は不明だが、内容的にこの選挙直後のものであろう。

②謹啓 今般府會議員改撰ニ際シ貴君方之御盡力ニ依リ御蔭ヲ以テ不肖当撰相来リ候ニ付不敢取右御礼旁御報道

迄 早々頓首 二月二十二日 奥野熊一郎様

森秀次

熊一郎のこうした選挙活動への協力や自らの選挙運動、また月曜会以来の政治活動は、何を意味しているのだろうか。必ずしも豊かでない村財政において、公共投資の資金を得る必要が背景にあったのではないだろうか。森が府會議員に当選した年の夏、豊中村の千里川で堤防が決壊し、森は「小生ニ於テ可及段之尽力ハ仕居義ニ御座候」と決意を述べた書簡を、熊一郎に送った（八月二日付）。

②拜啓 御部内千里川堤防再応破潰致し候趣誠ニ御氣之毒ニ存候 乍憚村上兄其他之諸君へ宜敷御伝へ被下度候 該堤防地方税補助之件ニ付過日来応分之尽力仕本日も其事協議之為メ阪地方態々帰郡致候次第ニテ小生ニ於テ可及段之尽力ハ仕居義ニ御座候 然ニ布袋之女主ニ御伝言ニ抛レバ該件ニ付貴兄御立腹之趣御戯譚ならんとハ存候へ共聊カ不本意ニ存候ニ付御弁疏旁一言申上候 扱又嚮キニ拝借セシ分本日御返却可仕之処新聞紙ニテ御承諾之事ト存候近頃下水工事上物議ヲ生じ其影響ヲ蒙り彼是未タ金員入取スル能ハズ 甚タ申兼候へ共今一ヶ月御延期ニ預り度候 万々御差支も候ハゞ何トカ可仕候へ共可相成ば御聞届被下度御願申上候 早々頓首

八月二日 奥野尊台 秀次

過日來出阪致居明日より臨時府会ニ付千里川堤防之件協議之為メ池田迄帰り愚書相認メ終わり候処へ自宅方來狀持参り其内責書有之 拜見スルレバ既ニ御督促ニ有之不在中之事逆御答も不仕打捨置候段万々御託申上候 何分別帯之事情ニ付御延期相叶ヒ候ハゞ御猶予ニ預り度候 偏ニ御願申上候

小林氏は、府會議員当選後、森の「この間の政治的な業績は十分にはわからない」と述べつつ、

二九年八月、豊嶋郡北部一帯が近來まれな大暴風雨に見舞われ、河川は氾らんし甚大な災害を被った。彼は、その復旧に努め、大阪府からの災害金をとるとともに陣頭指揮して約一カ年で補強をやりとげた。このため翌三〇年七月、細河村・止々呂美村・吉川村・東能勢村・東郷村・歌垣村・田尻村・西郷村・枳根花村など九か村総代から感謝状と銀杯を受けた。

と、一八九六年の災害復旧事業を業績の一つとしてあげている。おそらくこの前年にあたる一八九五年の千里川堤防復旧事業への協力も、森の業績に加えることが出来るだろう。

おわりに

以上、北摂地域の名望家、それも限られた史料の中から、奥野熊一郎をたどってみるといのが、本稿の目的だった。大阪という大都市近郊の農村を舞台とした人物像は、あまり多くないので、それだけでも意味はある。

奥野熊一郎は地域の代表として安部家との紛争や地価修正運動に関わった。積極的な政治的主張は不明だが、由党系の月曜会（のち大阪月曜会）に加わり、大阪府下の情報や政治的動きにも通じていた。村長を長く務めるとともに、月曜会―自由党系の積極的な活動家であった森秀次の生活基盤や政治活動維持の側面で、重要な役割を果たした。一八五二（嘉永二）年生まれの奥野熊一郎と、一八五六（安政三）年生まれの森秀次では、四歳しか違わない。ほぼ同世代とも言える。しかし、森は、途中から熊一郎を「尊台」と敬称づける。そこには、森の熊一郎への大きな敬意が表されていると考えるべきであろう。地域の人望がある名望家で、経済的には地主という共通基盤を持ち、政治的には自由党系の活動に賛意を示すという点で、二人は相似通っていた。ただ熊一郎は、一八九五年の府会選挙を最後に政治の舞台へ登場することなく、村長として村のとりまとめを続けていき、森は、府会議員から衆議院議員へと大きく飛躍し、「政治家」としての活躍を見せる。熊一郎の、政治的無欲さはどこから来たのか、それを知るためには、一九〇〇年代以降の熊一郎を検討しなければならない。

時間の関係等から、一八九〇年代の史料しか使用できず、熊一郎の半生にも満たない時間しか示せなかった。それ以後の「名望家奥野熊一郎」については、別稿を用意したい。

注

- (1) 高久嶺之介「明治期地方名望家層の政治行動——河原林義雄小伝」、同志社大学人文科学研究所編『社会科学』第二二号、一九七七年。後加筆の上、同氏『近代日本の地域社会と名望家』柏書房、一九九七年、に収録。
- (2) 小林茂「現代部落の史的研究——大阪府池田市古江について」上下、『部落問題研究』第六輯・第七輯、一九六〇年一〇月、一九六一年一月。「森秀次の生涯」は、下の三三〜四五頁に掲載されている。
- (3) 沢沢栄一述・長幸男校注『雨夜譚』一六〜一七頁、岩波文庫、一九八四年。
- (4) 布川清司「近世民衆の暮らしと学習」六九頁、神戸新聞出版センター、一九八八年四月。
- (5) 『豊中市史』第三卷、三九頁、豊中市、一九六三年。
- (6) 寺木伸明「江戸後期・明治前期における大阪周辺地域の農業経営——摂津国豊島郡桜塚村奥野家及び内田村中川家を中心として」六九〜七〇頁、『ヒストリア』第六〇号、一九七二年五月。
- (7) 同右二二頁。
- (8) 同右二五頁。
- (9) 同右一四二頁。
- (10) 同右七四頁。
- (11) 同右一四二頁。
- (12) 渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』大阪編第二卷、日本図書センター、一九九一年。
- (13) 前掲『豊中市史』第三卷、一五八頁。
- (14) 同右一三〇頁。
- (15) 同右一四一頁。
- (16) 同右一八二頁。
- (17) 大阪府内務部編『大阪府会史』第一編、八二〜八三頁（大阪府、一九〇〇年七月）。
- (18) 拙稿A「第一回総選挙前の名望家団体——『大阪月曜会』に関する新出史料と若干の考察」、『鷹陵史学』第二五号、一九九九年九月。拙稿B「第一回総選挙後の政治情勢——月曜会と大阪苦業府を中心に」、『鷹陵史学』第二四号、一九九八年九月。
- (19) 「大阪月曜会」の規則と名簿は、拙稿Aに翻刻紹介してある。ご参照頂きたい。
- (20) 名簿Aには、「摂津国西成郡曾根崎村寄留 農」とあるが、名簿Bにある住所に従って、能勢郡の項に算入した。
- (21) 渋谷隆一編『都道府県別資産家地主総覧』大阪編1、二二三頁（日本図書センター、一九九一年）。
- (22) 『日本全国諸会社役員録』第二回、一八九四年九月。由井常彦・浅野俊光編『日本全国諸会社役員録』1、柏書房、一九八八年、所収。同書一五一頁。
- (23) 地価修正運動の意義については、北崎豊二「明治中期の地価修正運動」（『ヒストリア』第二四号、一九五九年五月）、同「帝国議会開設前における地価修正運動」（『東大阪市史紀要』第二号、一九六九年三月）、同「初

期帝国議会上の地価修正運動 上——大阪府地方の地主と議員の動向を中心に」(同第三号、一九七四年三月)、

同「三大事件の建白運動と地租軽減・地価修正運動——大同団結運動の理解のために」(部落解放研究所編『初期東雲新聞』別巻、一九七七年三月) 安良城盛昭「初期帝国議会上の地租軽減・地価修正運動とその基盤」(『社会科学研究』第一九卷第六号)、猪飼隆明「第一回帝国議会選挙と人民の闘争」(『史林』第五七卷第一号、一九七四年一月) などが重要な研究であるが、とりわけ北崎氏一九七七が、豊島郡の運動にも詳しい。本稿で一八八九年から一八八九年にかけての同郡の運動について、参考にした。

(24) 北崎氏一九六九年三三頁、による。

(25) 同右四八頁。

(26) 「府下の地価修正請願事件」、『大阪朝日新聞』一八九一年一月二七日。

(27) 「地価修正委員の議決条件」、『大阪朝日新聞』一八九一年八月二八日。

(28) 「地価修正請願事件」、『大阪朝日新聞』一八九一年九月一五日。

(29) 「豊島郡の談話会と懇親会」、『大阪朝日新聞』一八九一年九月二〇日。

(30) 同右。

(31) 河内和泉の郡部選出府会議員たちが、「若し某氏にして当選する様の事あらば何れも辞職すべしとの言合をなし」(選挙に関する怪聞)、『大阪朝日新聞』一八九一年三月一七日)て、森秀次の府会議員選挙を妨害し、その落選をねらったとされる事件。『東雲新聞』などは強く抗議したが、森は落選した。この事件については、藤谷俊雄『部落問題の歴史的研究』七三〜七四頁(部落問題研究所、一九七〇年)を当面参照されたい。藤谷氏によれば、森の府会議員選挙への妨害は三回行われたというが、今後調査研究していきたい。

(32) 「上京委員の選挙」、『大阪朝日新聞』一八九一年一月一三日。

(33) 各種の選挙で、有権者による予選、推薦広告の新聞掲載などが積極的に行われる「予選体制」確立過程については、拙著『日本近代都市史研究』(思文閣出版、一九九七年)を参照していただきたい。

(34) 注(2)の論文、下の三四頁。

【付記】本稿に使用した史料は、豊中市史編纂のために市史編纂委員・通史委員・市史編纂室等が収集・整理したもので、本来『豊中市史紀要』にその成果を発表し、市民に広く公開した上で、本編執筆に備えるべきだが、

近年の財政難から『豊中市史紀要』刊行は困難となった。そのため、『鷹陵史学』に投稿することにした。ご了解を下された豊中市、鷹陵史学会に対し感謝の意を表したい。感謝の意思是、史料を提供された奥野久栄氏に対しても表されるのは当然である。

史料の閲覧については、豊中市史編纂室のほか、部落問題研究所にもお世話になった。記して感謝の意としたい。また、『大阪朝日新聞』等の史料収集等は、「佛教大学特別研究助成」(二〇〇〇年度)によるものである。